

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日とする)

## 目次

- ◇告 示 土地改良事業の認可(五件)  
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集  
政党等の収支報告書の受理
- ◇公安告示 昭和四十年十月鳥取県告示第二十九号の廃止
- ◇公 告 昭和四十八年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催  
土地収用法による裁決手続の開始の決定
- ◇雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更
- ◇正 誤 昭和四十八年四月鳥取県告示第三百二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十七号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(法正寺地区農道整備)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百四十八号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(越路地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百四十九号

国府町長から申請のあつた町営土地改良(新井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三百五十号

国府町長から申請のあつた町営土地改良(荒舟地区農道整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十一号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（外邑地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定に基づき、青木団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十八年三月三十一日まで

第一工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十八年九月三十日まで

第二工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行区域

前	更	変
米子市青木字丸山、字城下峯、字城下、字乗越、字宮塔、字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下及び字宮ノ峯の各一部並びに諏訪字後谷及び下ノ野下	モの各一部	

後	更	変
第一工区 米子市青木字丸山、字城下峯、字城下、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷及び字小ガタの各一部並びに諏訪字下ノ野下	第二工区 米子市青木字城下峯、字城下、字乗越、字宮塔、字上宮ノ峯、字青木屋敷、字三崎谷ノ式、字天ヶ谷峯、字天ヶ谷、字小ガタ、字落田、字蓮田、字道ノ下及び字宮ノ峯の各一部並びに諏訪字後谷及び下ノ野下	モの各一部

四 土地区画整理事業の名称

青木団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十七年三月二十三日

六 変更認可の年月日

昭和四十八年五月十一日

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和四十八年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
- 2 期間 昭和48年1月1日から昭和48年4月24日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名 又は寄附の総額	一件千円以上 の寄附		一件五百円以 上の寄附		支出の総額	一件千円以上 の支出		一件五百円以 上の支出		報告書受理 年月日	
	件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額		
岡本 悟後援会米子支部	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	48. 5. 7

4 主たる寄附者及び支出

- (1) 寄附者 なし
- (2) 支出 なし

- 一日時 昭和四十八年五月二十八日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 市町村推協、選管委員研修会について

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十一号

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第五条第一項及び第二項の規定の適用を除外する区域の指定について）は、昭和四十八年五月三十一日限り廃止する。

昭和四十八年五月十八日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

# 公 告

昭和48年度鳥取県職員採用上級、中級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和48年5月18日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	約4名	知事又は教育委員会の事務部に勤務し、一般行政事務に従事します。
社会福祉		

上級		各若干名	知事の事務部に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
化学	農芸化学		
農	業	約2名	
林	業		
農	業		
土木	業		
土木	業		
生活改良	普及		
中級			

### 2 受験資格

#### (1) 年齢及び性別等

試験区分	年齢及び性別等
行政	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者
社会福祉	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた男子で社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に規定する資格を有する者又は昭和49年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
化学	
農芸化学	
上級	

業 林 業 農 業 土 木	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれ た男子
	昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれ た女子で生活改良普及員の資格を有する者又は昭和49 年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
	中級 生活改良 普及員

注 1 上級試験、中級試験とも学歴は問いませんが、上級試験は大  
学卒業程度、中級試験は短期大学卒業程度の学力をそれぞれ必  
要とします。

2 「社会福祉」の受験資格中、「社会福祉事業法（昭和26年法  
律第45号）第18条各号に規定する資格を有する者」とは、次の  
とおりです。

(1) 大学において次に掲げる社会福祉に関する科目のうち3科  
目以上を修めて卒業した者

社会事業概論、社会事業史、社会事業方法論、社会調査統  
計、社会事業施設経営論、社会事業行政、公的扶助論、児童  
福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、医療社会事業論、協  
同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経  
济政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、  
修身、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看  
護学、栄養学

(2) 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した  
者

(2) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受  
けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年  
を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主  
張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

上級試験については教養試験及び専門試験を大学卒業程度において、  
中級試験については教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度におい  
て、また、すべての試験区分について適性検査を次の方法により実施  
します。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的知識及び知能について、択  
一式により行ないます。

イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうか  
について、択一式及び記述式により行ないます。

なお、出題分野は、次のとおりです。

試験区分	野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、労働法、経済原論、財政学、経済史、経済事情、統計学
社会福祉	社会事業概論、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、心理学、社会学、社会政策
化学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、無機工業化学、有機工業化学、化学工学
農芸化学	無機化学、有機化学、物理化学、分析化学、生物化学、土壌学、肥料学、農薬、栄養化学、農産製造学、発酵学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	林業政策、森林経理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学
農業土木	数学、水理学、応用力学、測量、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般

上級

<p>ウ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。</p> <p>(2) 試験日時及び試験場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験</th> <th>試験日時</th> <th>試験場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中級</td> <td>昭和48年7月22日(日) 受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から</td> <td>鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校</td> </tr> </tbody> </table>	試験	試験日時	試験場	中級	昭和48年7月22日(日) 受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から	鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校	<p>数学、力学、水理学、測量、土質、土木施工、土木材料、道路、橋梁、河川、発電水力、港湾、衛生、交通計画、都市計画、上下水道</p>
試験	試験日時	試験場					
中級	昭和48年7月22日(日) 受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から	鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校					
<p>普及員</p>	<p>生活改良 家政学原論、教育方法、被服、食物、住居、家庭管理、家族関係、保健衛生</p>						

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び適性検査のうち、いずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和48年8月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験  
第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

- (1) 方法
  - ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。
  - イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

- (2) 試験日時及び試験場
  - 昭和48年8月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

- 5 身上調査
  - 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

- 6 最終合格者の発表
  - 昭和48年9月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

- 7 合格から採用まで
  - (1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間とします。
- (3) 給与は、原則として下表のとおり給料月額が支給され、その後は定期に昇給します。

試験区分	給料月額
上級	45,300円
中級	39,900円

また、上記給与のほかには諸手当として、扶養手当（配偶者2,400円、子のうち2人まで800円（配偶者を欠く職員の18才未満の子のうち1人1,600円）、その他400円）、期末、勤勉手当（1年間に給料月額等の約4.8月分）、通勤手当（最高6,000円）、住居手当（最高3,000円）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。なお、給与はのところ毎年改訂されてきたのが例であり、たとえば昭和47年度の上級試験合格者の実際の採用当初（昭和48年4月1日）の支給額を当時の試験案内に記載されていた額と比較すると、試験案内では39,500円でありましたが実際には45,300円となりました。したがって、上表の給料月額も同様に増額されることも予想されます。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 受験申込書の請求
  - 受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「上（中）級請求」と朱書きし、おて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

- (2) 申込方法
  - 受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上（中）級受験」と朱書きしてください。なお、受験票は、後日郵送しますから受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和48年6月1日（金）から昭和48年6月30日（土）まで受け付けます。郵便による場合は、6月30日（土）までの消印のあるものに限

り受け付けます。

(4) その他  
申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから受験手続にはじゅうぶんに注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他  
この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次とおり開催する。

昭和48年5月18日  
鳥取県公安委員会委員長 田 村 純

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和48年6月8日 午後1時から	鳥取警察署会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
昭和48年6月19日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間  
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考查

講習終了後講習に係る事項についての考查を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

昭和48年5月18日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮



- 1 起業者の名称  
建設大臣
- 2 事業の種類  
一般国道9号(湖山バイパス) 改築工事並びにこれに伴う県道、市道、

- 3 農道及び水路代替工事  
裁決手続の開始を決定した年月日  
昭和48年4月25日
- 4 裁決手続の開始の決定に係る収用しようとする権利の表示等

権 利 の 存 在 地 番 地 目	土 地 の 表 示	土地登記簿上の地積 $m^2$	実測地積 $m^2$	権利の存する土地の地積 $m^2$	権 利 の 表 示		
					権利者の住所および氏名	住 所 氏 名	権利の種類
鳥取市松並町二丁目 101-2 102-4 地先	—	—	32.55	32.55	鳥取市松並町 二丁目102番地	坂本勲市	土地使用権 (使用貸借権)
同 上	学校用地	245	245.14	5.98	同 上	同 上	同 上
同 上	雑種地	146	146.14	0.88	同 上	同 上	同 上

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合の定款の一部を変更することについて次のとおり公告する。

昭和48年5月18日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

地方職員共済組法定款(昭和37年12月1日)の一部を次のように変更する。

第22条第2号に次のように加える。

北千葉広域水道企業団

第26条第2項中「そのとえる金額の $\frac{85}{100}$ 」を「そのとえる金額」に改める。

附 則

- 1 この変更は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第22条の規定は、昭和48年3月1日から適用する。
- 3 変更後の第26条の規定は、昭和48年4月分以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年3月分以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

正 誤

昭和四十八年四月鳥取県告示第三百二号（解除予定の保安林について）

中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 二 字高浜八八九の五〇一 字高浜八八九の五〇一（次の図に示す部分に限る。）

四 下 六 指定理由の消滅 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）